

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名   |
|-------|--|
| 29    | 障害者自立支援給付の支給等に関する事務【自立支援医療費(精神通院)の支給】基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島市は、障害者自立支援給付の支給等に関する事務【自立支援医療費(精神通院)の支給】における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

広島市長

## 公表日

令和5年3月31日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |  |
|--------------------------|--|
| ①事務の名称                   | 障害者自立支援給付の支給等に関する事務【自立支援医療費(精神通院)の支給】  |
| ②事務の概要                   | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務を行う。<br>・自立支援医療費(精神通院)の支給に関する事務<br>・支給認定の変更に関する事務  |
| ③システムの名称                 | 福祉情報システム、共通基盤(庁内連携システム及び宛名システムに相当)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |  |
| 自立支援医療費(精神通院)関係ファイル      |  |
| 3. 個人番号の利用               |  |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の84の項<br>番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条<br>番号利用法第9条第2項<br>広島市個人番号の利用に関する条例第3条   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |  |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span>   |
| ②法令上の根拠                  | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3<br><br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 26、56の2、87、108の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号チ・第2号～第6号、第30条第1号ヲ・第2号～第3号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第6号ハ |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |  |
| ①部署                      | 健康福祉局精神保健福祉センター相談課   |
| ②所属長の役職名                 | 精神保健福祉センター相談課長   |
| 6. 他の評価実施機関              |  |
| -                        |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
| 請求先                      | 広島市公文書館<br>〒730-0051<br>広島市中区大手町四丁目1番1号 大手町平和ビル8階<br>電話番号:082-243-2583(直通)   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| 連絡先                      | 広島市健康福祉局精神保健福祉センター相談課<br>〒730-0043<br>広島市中区富士見町11番27号<br>電話番号:082-245-7745(直通)   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                 |  |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1万人以上10万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年12月1日 時点    |  |
| 2. 取扱者数                                |                 |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]      | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和4年12月1日 時点    |  |
| 3. 重大事故                                |                 |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]        | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

|  |  |  |
|--|--|--|
| <b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>   |  |  |
| [ 基礎項目評価書 ]  |  | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| <b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>  |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>3. 特定個人情報の使用</b>  |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ <input type="radio"/> ]委託しない   |  |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない                 |  |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供) |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>   |  |  |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か  | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| <b>8. 監査</b>   |  |  |
| 実施の有無  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査 |  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>   |  |  |
| 従業者に対する教育・啓発   | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目  | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|------------|---|---|--|------|---|
| 平成28年10月6日 | I 関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠                | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の84の項<br>番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条  | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項別表第一の84の項<br>番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条<br>番号利用法第9条第2項<br>広島市個人番号の利用に関する条例第3条   | 事後   |   |
| 平成28年10月6日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会<br>・番号法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条<br>※番号法別表第二の109、110の項に係る主務省令は未制定。<br>○特定個人情報の提供<br>・番号法 第19条第7号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1号ル、3号ル、4号、第19条第1号タ、2、3、4、5号、第30条第11号、第44条第1号タ、2、3、4、5号<br>※番号法別表第二の8、11、20、53、108、116の項に係る主務省令は未制定。  | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2<br>※番号利用法別表第二の110の項に係る主務省令は未制定。<br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第3号ホ、第10条第3号ホ、第12条第1号ハ・第3号ニ・第4号・第6号ニ、第14条第1号ハ・第2号ハ、第19条第1号チ・第2号～第6号、第27条第1号ロ・第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第1号ハ・第6号ハ、第59条の2第1号ニ・第2号～第4号                  | 事後   |   |
| 平成28年10月6日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数                         | 平成27年9月1日時点   | 平成28年9月1日時点  | 事後   |   |
| 平成28年10月6日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                         | 平成27年9月1日時点   | 平成28年9月1日時点  | 事後   |   |
| 平成29年10月4日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2<br>※番号利用法別表第二の110の項に係る主務省令は未制定。<br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第3号ホ、第10条第3号ホ、第12条第1号ハ・第3号ニ・第4号・第6号ニ、第14条第1号ハ・第2号ハ、第19条第1号チ・第2号～第6号、第27条第1号ロ・第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第1号ハ・第6号ハ、第59条の2第1号ニ・第2号～第4号 | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3<br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第2号ニ・第3号ホ、第10条第1号ニ・第2号ロ・第3号ホ・第4号ハ、第12条第1号ハ・第2号ロ・第4号ニ・第5号・第6号ロ、第8号ニ、第14条第1号ハ・第2号ハ、19条第1号チ・第2号～第6号、第27条第1号ロ・第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第1号ホ・第2号ハ・第5号ハ・第6号ハ・第8号ハ、第59条の2第1号ニ・第2～5号 | 事後   |   |
| 平成29年10月4日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数                         | 平成28年9月1日時点   | 平成29年9月1日時点  | 事後   |   |
| 平成29年10月4日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                         | 平成28年9月1日時点   | 平成29年9月1日時点  | 事後   |   |
| 平成30年9月26日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数                         | 平成29年9月1日時点   | 平成30年9月1日時点  | 事後   |   |
| 平成30年9月26日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                         | 平成29年9月1日時点   | 平成30年9月1日時点  | 事後   |   |
| 平成31年3月1日  | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数                         | 平成30年9月1日時点   | 平成31年2月1日時点  | 事後   |   |
| 平成31年3月1日  | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                         | 平成30年9月1日時点   | 平成31年2月1日時点  | 事後   |   |
| 令和1年10月1日  | VI リスク対策                                      | -   | 項目の追加  | 事後   | 基礎項目評価書の記載事項に係る改正による様式の変更であるため、事前の提出、公表が義務づけられていない。 |

| 変更日       | 項目  | 変更前の記載   | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|---|--|--|------|---|
| 令和1年10月1日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3<br><br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、87、108、116の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条第2号ニ・第3号ホ、第10条第1号ニ・第2号ロ・第3号ホ・第4号ハ、第12条第1号ハ・第2号ロ・第4号ニ・第5号・第6号ロ、第8号ニ、第14条第1号ハ・第2号ハ、19条第1号チ・第2号～第6号、第27条第1号ロ・第2号ロ、第30条第12号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第1号ホ・第2号ハ・第5号ハ・第6号ハ・第8号ハ、第59条の2第1号ニ・第2～5号 | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3<br><br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 26、56の2、87、108の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号チ・第2号～第6号、第30条第12号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第6号ハ         | 事後   | 他の自立支援(更生・育成)と基準を合わせるため、見直しを行った。(変更前の記載が他の条文も含んでいたため、削除した。追加した条文はなし。) |
| 令和1年10月1日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数                         | 平成31年2月1日時点  | 令和1年9月1日時点   | 事後   |   |
| 令和1年10月1日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                         | 平成31年2月1日時点  | 令和1年9月1日時点   | 事後   |   |
| 令和2年10月8日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数                         | 令和1年9月1日時点   | 令和2年9月1日時点   | 事後   |   |
| 令和2年10月8日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                         | 令和1年9月1日時点   | 令和2年9月1日時点   | 事後   |   |
| 令和3年11月5日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数                         | 令和2年9月1日時点   | 令和3年9月1日時点   | 事後   |   |
| 令和3年11月5日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                         | 令和2年9月1日時点   | 令和3年9月1日時点   | 事後   |   |
| 令和3年11月5日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3<br><br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第7号 別表第二 26、56の2、87、108の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号チ・第2号～第6号、第30条第12号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第6号ハ   | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3<br><br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 26、56の2、87、108の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号チ・第2号～第6号、第30条第12号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第6号ハ         | 事後   |   |
| 令和5年3月31日 | IIしきい値判断項目<br>1. 対象人数                         | 令和3年9月1日時点   | 令和4年12月1日時点  | 事後   |   |
| 令和5年3月31日 | IIしきい値判断項目<br>2. 取扱者数                         | 令和3年9月1日時点   | 令和4年12月1日時点  | 事後   |   |
| 令和5年3月31日 | I 関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3<br><br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 26、56の2、87、108の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号チ・第2号～第6号、第30条第12号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第6号ハ   | ○特定個人情報の照会<br>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 108、109、110の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第55条、第55条の2、第55条の3<br><br>○特定個人情報の提供<br>・番号利用法 第19条第8号 別表第二 26、56の2、87、108の項<br>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号チ・第2号～第6号、第30条第1号フ・第2号～第3号、第44条第1号チ・第2号～第6号、第55条第6号ハ | 事後   |   |